

日本社会人クラブバドミントン連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 この連盟は、日本社会人クラブバドミントン連盟（以下「本連盟」という）と称する。

第2条 本連盟の事務局は、理事会の審議を経て選定する。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、生涯スポーツ社会の実現、地域クラブでの活動をめざし、全国のバドミントン競技愛好者の集団として、地域クラブの育成・発展と、併せてバドミントンクラブの団体を結束して、他団体とも積極的に親睦融和を図り、日本のバドミントン界の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 各競技会の開催
- (2) 全国各地域クラブとの交流と、情報収集
- (3) 競技の普及および指導
- (4) その他本連盟の目的を達成するに必要な事項

第3章 組織

第5条 本連盟の主旨に賛同する各都道府県協会傘下の社会人クラブバドミントン連盟等（以下「クラブ連盟」という）をもって組織する。

第6条 本連盟の地区割りは、公益財団法人 日本バドミントン協会の取決めに従い、次の9ブロックとし、各都道府県は次の通りとする。

- (1) 北海道地区 北海道
- (2) 東北地区 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- (3) 関東地区 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- (4) 北信越地区 新潟、長野、富山、石川、福井
- (5) 東海地区 静岡、愛知、三重、岐阜
- (6) 近畿地区 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- (7) 中国地区 鳥取、島根、岡山、広島、山口
- (8) 四国地区 香川、徳島、愛媛、高知
- (9) 九州地区 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第4章 加盟及び登録

第7条 本連盟の加盟および登録については、第5条で規定するクラブ連盟の代表者から所定の手続きを経て申請されたものとする。

第8条 加盟クラブ連盟は、別に定める登録規定により登録する。

第5章 機関

第9条 本連盟の機関は、総会、理事会とし、必要に応じて専門委員会を置く。

第10条 総会は、会長、副会長、理事、監事、評議員で構成し次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員を選任
- (5) 加盟および脱退
- (6) 登録料
- (7) その他本連盟の業務における重要事項

第11条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会の委任事項およびその他の事項の審議と、執行を分掌する。

第12条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長をもって構成し、会務を分担する。

第13条 専門委員会は、専門委員をもって構成し、専門事項を協議し、意見を理事会に提出する。また、理事会の委任事項について協議し、執行する。専門委員会の規程は理事会の決議により別に定める。

第14条 総会は、年1回とし会長が召集する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第15条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、常任理事会は理事長が招集し、専門委員会は委員長が召集する。

第16条 総会および理事会の議長は会長が、常任理事会の議長は理事長が、専門委員会の議長は委員長がそれぞれあたる。

第17条 本連盟の機関は、構成員の1/2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。但し、構成員が出席できない時は、他に決議権を委任することができる。この場合委任した構成員は出席したものとみなす。

第6章 役員および任務

第18条 本連盟は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名 (地区代表理事および会長推薦理事)
(内訳 理事長、副理事長、理事)
(事務局長は理事の中から選出する)
- (4) 評議員 各都道府県のクラブ連盟代表者 1名(理事を兼ねることはできない)
- (5) 監事 2名

第19条 本連盟は前条の他に、総会の議決を経て、名誉会長1名、顧問および参与等若干名を置くことができる。名誉会長、顧問および参与等は、本連盟の功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。名誉会長および顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べるすることができる。参与は、会長が必要と認める事項について諮問に応じ意見を述べるすることができる。

第20条 会長および副会長は、総会において推薦する。会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第21条 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。理事長は、会長の指示を受け本連盟の会務を執行する。理事長事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。

第22条 理事は、各地区から推薦された者および会長推薦により、総会の議決を経て会長が委嘱する。理事は理事会を構成し、本連盟の会務を執行する。

第23条 評議員は、各都道府県のクラブ連盟代表者で構成し、総会において本連盟の審議事項を審議する。

第24条 監事は、総会の決議を経て会長が委嘱する。監事は、本連盟の会計を監査する。

第25条 役員の任期は2年として再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。増員による役員についても同様とする。

第7章 経費および会計

第26条 本連盟の経費は、個人登録料、寄付金、補助金、およびその他の収入をもってあてる。

第27条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 雑 則

第28条 本連盟規約施行に必要な細則は別に定める。

(付則) この規約は、平成 16年 12月 4日より施行する。

平成 22年 12月 4日一部改正

平成 24年 5月 26日一部改正

平成 26年 3月 9日一部改正

平成 30年 6月 23日一部改正

令和 元年 5月 26日一部改正